

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	高石市
事業計画名	コンビナートと内陸部の再エネ連携による高石市のネットゼロへの挑戦
事業計画の期間	令和7年度～令和11年度

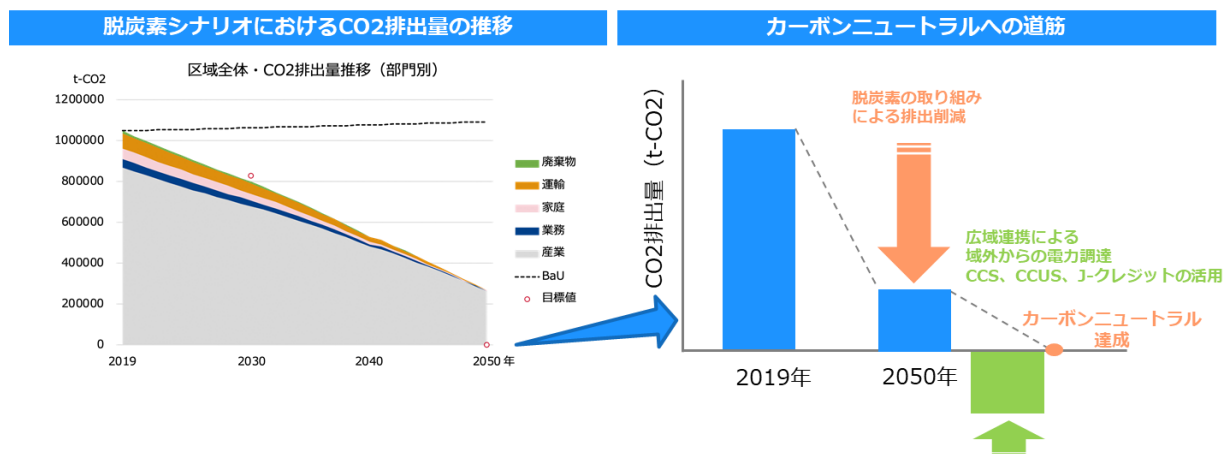
1. 目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

① 2050年カーボンニュートラルに向けた道筋について

高石市では2021年2月のゼロカーボンシティ宣言以降、2022年3月に区域施策編、2023年3月にネットゼロを目指す上で具体的なアクションとなる「高石市ゼロカーボンシティの実現に向けた地域脱炭素計画」を策定したところである。（環境省の計画づくり支援事業を活用）

この地域脱炭素計画では、ネットゼロまでの具体的な道筋として、再エネ導入量の目標値（2050年目標：51MW）を設定した他、省エネや機器の高効率化、電化の促進、脱炭素燃料への転換等により温室効果ガス排出量を削減し、なお残る分について、域外からの電力調達や森林吸収・農業分野でのJ-クレジットの取得等によって相殺するシナリオを策定。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の方針として、次の6つの方針を定めたところであり、こうした脱炭素の取り組みそのものが本市の強みとなるような将来を目指していく。（「太陽光発電の普及施策」、「EVを活用した交通分野の脱炭素化」、「住環境・暮らしへの施策」、「脱炭素燃料の追求」、「広域連携による脱炭素の取り組み」、「ごみ処理と地域新電力に関する取り組み」）



「高石市ゼロカーボンシティの実現に向けた地域脱炭素計画」P. 31

リンク先

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/seikatu_kankyou_ka/carbonneutral/3579.htm

(個人向け)

・個人向けについては、2050年までに住宅の屋根の43.4%に太陽光発電を導入する想定である。そのうち0.7%は本事業を活用して導入し、残り42.7%はPPAをはじめとした初期費用を低減するモデルの構築などによって市民が参画しやすいモデルを構築することや、中長期的には小売電気事業者など協力し、余剰電力を市域で融通しあう仕組み等を構築することにより導入する。

また、太陽光発電設備の設置を行わない住宅56.6%については、徹底した省エネや断熱性能の高い建築

物でのエネルギー消費量の低減と、給湯や厨房では電化の促進と脱炭素燃料の活用により脱炭素化を達成する。

(民間事業者向け)

・民間事業者向けについては、2050 年までに工場・事業所等の 19.9%に太陽光発電設備を導入する想定である。そのうち 6.4%は本事業を活用して導入し、本事業を活用しない残り 13.5%は、PPA をはじめとした初期費用を低減するモデルの構築などによって民間事業者が参画しやすいモデルを構築することや、中長期的には小売電気事業者など協力し、余剰電力を市域で融通しあう仕組み等を構築することにより導入する。
また、太陽光発電設備の設置を行わない工場・事業所等 80.1%については、機器の高効率化等による省エネの徹底と、電化の促進、脱炭素燃料への転換等により脱炭素化を達成する。

(中小企業向け)

・上記「民間事業者向け」に加え、中小企業向けについては、これまで補助制度がなかった太陽光発電設備や高効率空調設備の補助といった本事業を初手とした支援を実施し、2050 ネットゼロへ向け地域全体の波及へつなげる。

(金融機関等との連携)

・地域金融機関と連携し、地域課題解決に向け、本事業と連動した個人向けの金利への優遇等を行う制度設計構築に向けた協議中である。

(公共)

・公共施設について、事務事業編の次回改定時に、例えば太陽光発電設備設置については、「2030 年度までに設置可能な建築物の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」と記載予定。2030 年度までに業務部門の高圧施設に対しては、廃棄物発電による再エネ電力を供給する。他方、低圧施設に対しては、クレジット購入による相殺を実施し、公共施設の電力消費に伴う CO2 排出量実質ゼロを達成する。また、公用車の運輸部門に対しては、電動車導入方針に従い公用車の電動化を促進。事務事業編進捗状況を協議する場として、高石市地球温暖化対策実行計画策定推進委員会を定期的に開催している。この仕組みを、恒久的に実施する。

(都道府県と市町村の役割分担について)

大阪府との役割分担については、例えば、太陽光発電設備や蓄電池の設置補助について、共同購入事業を大阪府域全域で大阪府が実施し、本市の補助はそれを活用することを推奨する。
地元企業に対しては、高石商工会議所等と連携し、市内の企業に本事業の紹介等を行う。

- ② 2030 年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする取組について
2030 年までに事務事業に伴う、原則すべての公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロにする。但し、例外として、本市が電力契約に関与できない指定管理者は対象外とする。具体的には、高圧施設は廃棄物発電により実質ゼロ、低圧施設他は J-クレジットの取得等により実質ゼロとする。

対象となる公共施設・公用施設	40 施設	6,228,397kWh
上記施設について、電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする方法について		
【実施方法】		
自家消費	相対契約、再エネメニュー	証書・クレジット
(うち本事業を活用し導入する電力量 kWh/年)	5,935,635	292,762
kWh/年	kWh/年	kWh/年
スケジュール		
・2030 年までに、5,935,635kWh/年を再エネ電力へと切り替えを行う。 ・2030 年からは、292,762kWh/年分の電力をクレジット購入により相殺する。 ・2030 年までに上記を達成し、2030 年以降も電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを継続する。		

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

高石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 8 年 3 月改定予定）該当ページ P. 9

計画期間：令和 4 年度から令和 12 年度まで

削減目標：温室効果ガス総排出量を 2030 年度に 2013 年度比 51%削減

改定スケジュール：R 7 年 11～12 月に推進委員会で協議。

R 8 年 3 月改定。

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく改定済	
	○	改定中	令和8年3月
	最新の事務事業編のリンク先 (https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/seikatu_kankyou_ka/carbonneutral/3891.html)		
個別措置		取組・目標	
太陽光発電設備を設置		(次回改定時に追記予定) 2030 年度までに設置可能な建築物(敷地含む)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。	
公共施設の省エネルギー対策の徹底		(次回改定時に追記予定) 今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。	
電動車の導入		(次回改定時に追記予定) 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規購入・更新については全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。	
LED 照明の導入		(次回改定時に追記予定) 既存設備を含めた LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。	
再エネ電力調達の推進		(次回改定時に追記予定) 2030 年度までに各施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。	

【区域施策編】

高石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和 4 年 3 月策定・改定済み）該当ページ P. 38～P. 39

計画期間：令和 5 年度から令和 12 年度まで

削減目標：令和 12 年度に 2013 年度比で

- ・全体目標：40%削減
- ・産業部門：40%削減
- ・家庭部門：40%削減
- ・業務その他部門：51%削減
- ・運輸部門：35%削減
- ・廃棄物部門：31%削減

区域 施策編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和 4 年 3 月
		策定・改定中	
	最新の区域施策編のリンク先 (https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/seikatu_kankyou_ka/carbon_neutral/1650518394012.html) 改定済み		

＜異なる目標水準の設定をしている部門について＞

産業部門：市域の温室効果ガス排出量が全体の 8 割を占める産業部門だが、脱炭素に関心の高い臨海コンビナート企業が多いため、国以上の 40%削減目標を定めた。

家庭部門：国の全体削減目標 46%と同等程度の目標を掲げた場合、産業部門の削減目標を反映し、家庭部門は 40%削減目標を定めた。

補足説明：本市の区域施策編は改定地球温暖化対策計画を踏まえつつ地域の特性を鑑み、全体目標を 40%削減に設定している。国の目標 46%削減より低い水準のようにも見受けられるが、仮に改定温対計画の部門別削減率を産業部門からの GHG 排出が支配的である本市に当てはめると全体の削減目標は 40.11%となる。この部門別の排出割合を踏まえた観点でみれば、本市の削減目標 40%は国の目標 46%に即しているものと考えられる。

現在の高石市の実行計画（区域施策編）						試算 国目標の各分野削減率を高石市排出量に導入した場合			
	2013 年度（基準年）		2030 年度（目標年）				2030 年度（目標年）		
	GHG 排出量(t-CO ₂)	シェア	GHG 排出量(t-CO ₂)	削減率	シェア		GHG 排出量(t-CO ₂)	削減率	シェア
産業部門	1,128,499	82.0%	677,099	▲ 40%	82.3%	産業部門	699,669	▲ 38%	84.8%
家庭部門	87,148	6.3%	52,289	▲ 40%	6.4%	家庭部門	29,630	▲ 66%	3.6%
業務部門	73,152	5.3%	35,844	▲ 51%	4.4%	業務部門	35,844	▲ 51%	4.3%
運輸部門	76,840	5.6%	49,946	▲ 35%	6.1%	運輸部門	49,946	▲ 35%	6.1%
廃棄物部門	11,197	0.8%	7,726	▲ 31%	0.9%	廃棄物部門	9,518	▲ 15%	1.2%
計	1,376,836	100%	822,905	▲ 40.23%	100%	計	824,608	▲ 40.11%	100%

※廃棄物部門の削減率は非エネ起 CO₂部門から引用

＜各部門における削減取組について＞

部門	取組・目標
産業部門	2030 年までには温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%以上削減する。具体的に、機器の高効率化等による省エネの徹底と、電化の促進、太陽光発電の自家消費が進み、脱炭素燃料への転換によって脱炭素化を実現していく。
業務・家庭部門	2030 年までには温室効果ガス排出量を 2013 年度比で、業務部門で 51%、家庭部門で 40%以上削減する。具体的に、家庭やオフィスでは太陽光発電の導入によって電力自給が進み、徹底した省エネや断熱性能の高い ZEB や ZEH といった建物でエネルギー消費量の低減を図り、給湯や暖房では電化の促進と脱炭素燃料の活用を促進し、蓄電池等の導入により再エネをかしこく蓄電し、災害に備えたレジリエンスの強化も行っていく。

運輸部門	2030 年までには温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 35%以上削減する。具体的に、自動車や業務用バス、トラック、パッカー車などの多くが電動化されることを推察する。近距離移動はウォーカブルなまちづくりによって歩行や自転車利用等が根付くよう取り組みを行う。また電気自動車の車載型蓄電池は、車を利用していないときには、状況に応じて放電を行うことで、市域の電力融通にも寄与し、災害時は非常用電源として活用する。
廃棄物部門	2030 年までには温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 31%以上削減する。具体的に、リサイクルの推進や広域で効率的な処理の実現等によりごみそのものの排出削減が進み、バイオマスプラスチックも普及していることを推察する。また、近隣自治体と連携し、廃棄物発電も有効活用する。

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

高石市地球温暖化対策実行計画の削減目標を達成するため、本交付金を活用し産業部門、家庭部門、業務部門の CO2 削減に取り組み、今後の 5 年間で集中期間として脱炭素化を加速化する基盤づくりを構築する。

・産業部門：太陽光発電設備と高効率空調設備の補助を行うことで、最も CO2 排出量の多いこの部門で再エネ導入量の加速と省エネを促進する。

・家庭部門：自家消費型の太陽光発電設備等の補助を行うことで、家庭における再エネの地産地消を促進する。また、地域で再エネ余剰電力の創出を目指す。

・業務部門：太陽光発電設備と高効率空調設備の補助を行うことで、業務部門におけるエネルギーの地産地消と省エネ化を促進し、地域で再エネの余剰電力の創出を目指す。

上記取組の効果として、2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（40%削減）のうち、区域施策編では約 7.0%温室効果ガス排出量削減に寄与する。また 2030 年度目標の再エネ導入量 18.8MW のうち、本交付金による設備導入等によって 4.9MW を導入。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
① 温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	2,301 トン-CO2 削減/年	
② 再生可能エネルギー導入目標 (kW)	4,887kW	
(内訳)		
・太陽光発電設備	4,887KW	
・風力発電設備		
・地熱発電設備		
・中小水力発電設備		
・バイオマス発電設備		
③ 事業費 (千円)	389,721 千円	
(うち交付対象事業費)	389,721 千円	
④交付限度額 (千円)	299,660 千円	
(内訳)	直接事業	
	間接事業	299,660 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス 排出量の削減目標で除す)	9.97 千円	

＜申請事業＞

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助	5 件	100kW	5,000
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	10 件	50kW	3,500
	・個人向け蓄電設備の導入補助	10 件	100kWh	4,700
令和8年度	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助 新規10件（単年）280kW 新規1件（複数 年 0kW）	11 件	280kW	14,000
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	20 件	100kW	7,000
	・個人向け蓄電設備の導入補助	20 件	200kWh	9,400
令和9年度	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助 新規9件（単年）628kW 継続1件（複数 年 3000kW）	9 件	3,628kW	181,400
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	20 件	100kW	7,000
	・個人向け蓄電設備の導入補助	20 件	200kWh	9,400
令和10年度	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助	10 件	200kW	10,000
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	20 件	100kW	7,000
	・個人向け蓄電設備の導入補助	20 件	200kWh	9,400
令和11年度	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助	10 件	200kW	10,000
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	20 件	100kW	7,000
	・個人向け蓄電設備の導入補助	20 件	200kWh	9,400
合計	・事業所向け太陽光発電設備の導入補助	45 件	4,408kW	220,400
	・個人向け太陽光発電設備の導入補助	90 件	450kW	31,500
	・個人向け蓄電設備の導入補助	90 件	900kWh	42,300

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和10年度	・オフサイト型の太陽光発電設備（地域裨益 型）の導入	1 件	29 kW	3,610
合計	・オフサイト型の太陽光発電設備（地域裨益 型）の導入	1 件	29 kW	3,610

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB 化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 (千円)
令和8年度	・事業者向け高効率換気空調設備の導入補助	1 件	1,850
合計	・事業者向け高効率換気空調設備の導入補助	1 件	1,850

(2) 事業実施における創意工夫

①太陽光発電・蓄電池の共同購入の併用を推進

大阪府・大阪市が共同で、府民や府内事業所を対象に太陽光発電設備、蓄電池を共同購入する事業に関し、市 HP 等で広報活動を実施。当該事業実施時には共同購入事業とあわせて活用を推奨する。また、高石商工会議所等と連携し、市内の企業に事業の紹介等を行う。

②事業者の再エネ発電の積極的促進

公募し審査を実施することで、事業者に合理的・積極的な再エネ導入を検討いただく。特に新設の場合、あらかじめ太陽光発電設備の設置を促すことで、再エネ導入量増とコスト減につながる。

(3) 地域課題の解決

地域課題

地域課題の概要 臨海コンビナートの温室効果ガス排出量の削減

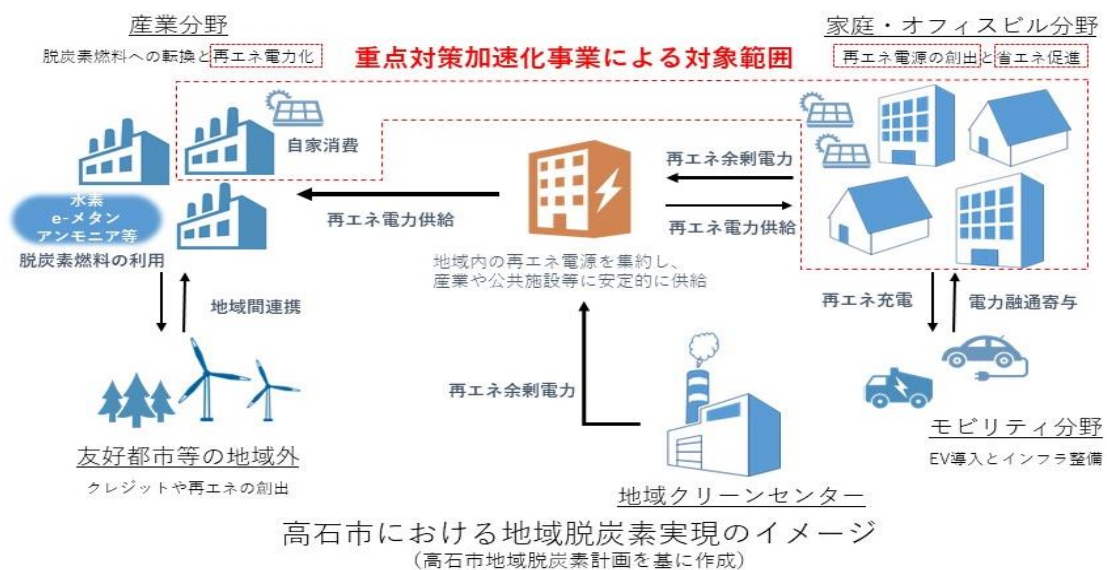
第5次高石市総合計画（P. 71）に「脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするための取り組みを市民・事業者・行政が協働して進めていく必要がある。」と記載されている。市域面積の約4割を占める臨海コンビナートをはじめとする産業部門から排出される温室効果ガスは市全体の約8割を占めている。他方で、大量にエネルギーを消費している企業（製造業）は昨今の燃料費の変動等による産業競争力の低下を懸念。産業競争力を維持・強化させつつ、いかに温室効果ガス排出量の削減を促進していくかが最大の課題である。

重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について

○臨海部をはじめとする産業部門の大量消費エネルギーの脱炭素化

重点対策加速化事業により産業部門に太陽光発電による自家消費の取組、燃料費の変動による影響を低減させつつ、消費エネルギーの脱炭素化を実現させる。また本事業では、家庭や業務ビル等の民生部門において太陽光導入と省エネを加速化させることで、地域に再エネ余剰電力を生み出すことも目指す。生み出した再エネ余剰電力を、クリーンセンターの発電余剰電力と合わせ、地域資源として集約するスキームを検討。そのスキームで集約した再エネ電力を臨海企業等に安定的に供給することにより、再エネの地産地消と自家消費できない企業等の脱炭素化を目指す。（地域新電力会社は令和7年度に設立予定。）

併せて産業部門における脱炭素燃料の転換等図示したイメージのとおり取組を進め、2050年ネットゼロに向け、環境と経済が共生するまちを目指し、地方創生に資する地域脱炭素を実現する。このことは、重点対策加速化事業を契機として、イメージ図の手法で、当該事業終了後も恒久的に仕組みとして稼働していくものであり、加えて2.（5）で後述する企業と連携した環境教育や普及啓発なども単なる個別事業ではなく、恒久的に実施することにつながる。



(4) 地域特性の活用

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

①臨海コンビナートの製油所跡地を活用した脱炭素化における企業誘致

約 130 万 m^2 の広大な製油所跡地の有効活用において、CN に積極的に取り組む企業に対し、条例で税制優遇措置や緑地面積率緩和を行い、再エネ設備投資を促進する。

②臨海コンビナート企業の工場屋根等の有効活用

工場等の未活用の屋根等が多く存在し、設置可能な工場屋根等を再エネ設置場に活用。

(5) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

個人向け	地域エネルギー会社と連携し、一般家庭の余剰電力をより有利に買い取るプランを整備する。売電を行う際は、当該プランの利用を補助要件とし、地産地消の促進を図る。
	個人向け太陽光発電設備を導入する際の要件として、地域エネルギー会社との合意を前提に、売電を行う場合は地域エネルギー会社の非FIT発電の再エネ発電を他企業より高い価格で買い取るプランを活用することを要件とする。
	地域金融機関と連携し、地域課題解決を図るため、本事業と関連させた取り組みとして個人向けの金利等優遇制度を構築する。
	地域課題解決を図るため、地域金融機関が提供する融資時の金利への優遇等を行う制度設計構築に向け、現在協議中。
事業者向け	堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会
	堺・泉北臨海コンビナート内の石油化学系企業等 8 社と大阪府、堺市、高石市の地方行政により設立され、経済発展を支える新産業の創生を目指し、企業間連携、産学連携の推進、人材育成、情報発信等に取り組んでいる。本協議会においてノウハウの展開、官民連携で波及効果を生む。
公共	府内市町村へのノウハウ展開
	大阪府主催のスマートエネルギー協議会で、臨海部における産業集積地帯を有する自治体として、本事業の説明を行い他市町村へノウハウを展開する。
	高石市・泉大津市・和泉市・泉北環境整備施設組合による環境担当部会議
	部課長会議で、地域新電力会社の設立に向けての検討や泉北 30 万人都市による広域的な脱炭素の取組について意見交換を実施。
	地域エネルギー会社と連携した電力の地産地消
その他	地域で生み出した再エネ余剰電力を、クリーンセンターの発電余剰電力と合わせ、地域資源として集約するスキームを検討。そのスキームで集約した再エネ電力を臨海企業等に安定的に供給することにより、再エネの地産地消を目指す。
	大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）推進協議会次世代エネルギー拠点形成部会
その他	水素・アンモニア等の取組を協議する場。大阪府、堺市をはじめ、関連する企業、国の出先機関で構成。コンビナートの脱炭素化の手法として、重点対策加速化事業の内容、効果、手法等を水平展開。全国のコンビナート立地自治体への波及効果を期待。（コンビナート立地地域自治体勉強会）

(6) 推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

・カーボンニュートラル推進係の創設

ゼロカーボンシティへの取組を重点的に行うため、環境政策課内に新たにカーボンニュートラル推進係を創設した。本事業では同係が旗振り役として、各関係機関と連携し市内の脱炭素化を推進する。

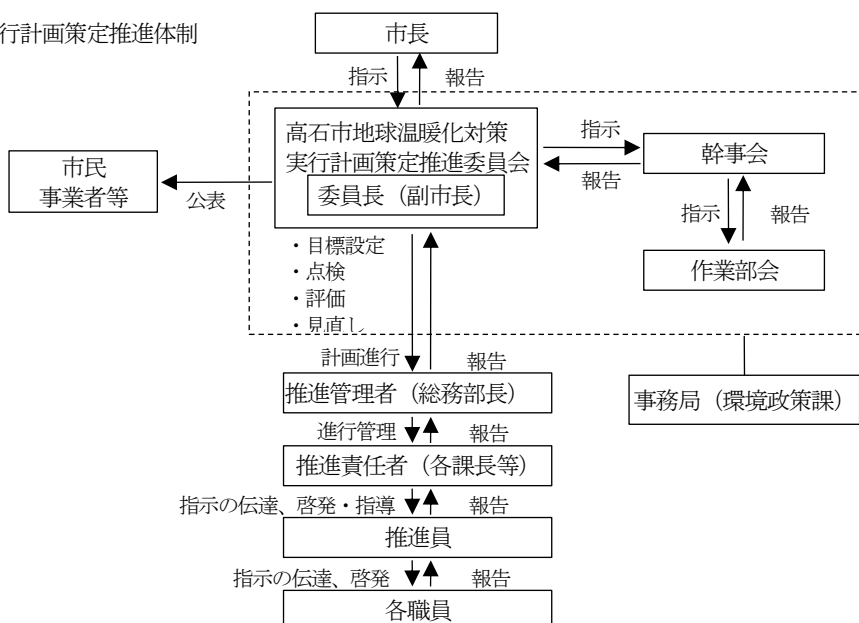
【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：土木部環境政策課（人数7人、うち専従者2人）

・高石市地球温暖化対策実行計画策定推進委員会

副市長を委員長とし、各部長が委員で構成される「高石市地球温暖化対策実行計画策定推進委員会」で定期的に会議を開催し、市の事務事業の進捗や今後の政策等を議題とし、庁内全体で事業を推進する。

実行計画策定推進体制



・高石市環境審議会

学識経験者を会長・副会長とする専門家、自治会長、市議会議員等で構成。令和6年度には、区域施策編の改定（再エネ導入目標数値等追記）を実施済。

【採択後（予定）】

上記推進体制を引き続き継続するが、令和7年度事業募集から追加された変更点等に対応するためには、専従者だけでなく課員全員でしっかり考えて行動に移すことが肝要であり、その意識を持って取り組む。：土木部環境政策課（人数7人、うち専従者2人）

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築
【連携体制】

連携事業者名	株式会社 能勢・豊能まちづくり					
役割	本事業において、個人向け太陽光発電設備を導入する際の要件として、地域エネルギー会社との合意を前提に、売電を行う場合は地域エネルギー会社が非FITの再エネ発電を8.5円/kWh（市況により買取価格を見直す可能性あり。）で買取を行う。					
当該事業者のこれまでの取組	地域新電力会社立ち上げに向けた、定期的な会議を開催。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	令和7年2月27日 上記記載の役割について合意済み					

連携事業者名	地域金融機関					
役割	地域課題解決を図るため、本事業と関連させた個人融資の際の金利への優遇等を行う制度設計構築に向け、現在協議中。					
当該事業者のこれまでの取組						
当該役割に対する合意形成状況	合意済		調整中	○	未実施	
合意形成状況に関する補足						

3. その他

(1) 独自の取組

①高石市企業立地等促進条例の制定

相乗効果：臨海工業地帯の企業に税制優遇措置による産業の脱炭素化への投資を促進

「高石市企業立地等促進条例」を改正し、脱炭素に資する革新的環境イノベーション関連事業を営む新規進出企業へ固定資産税・都市計画税を5年間課税免除とする税制優遇制度を設けており、企業の脱炭素化に向けた投資や事業転換を促進。

②工業専用地域における緑地面積率等の緩和

相乗効果：本施策で企業に脱炭素に関する事業の投資を促し、重点対策加速化事業と併せて企業の脱炭素化への転換を促進

企業の未利用地の有効活用及び市内企業の設備投資を促進するため、工業専用地域の緑地面積率等の規制を緩和する「高石市工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定。令和6年度に、カーボンニュートラルに係る投資を行う場合に、緑地面積率を10%から5%に緩和する条例を改正済。

③J-クレジット制度におけるバイオ炭の農地施用プロジェクト

相乗効果：電化できる分野は重点対策加速化事業で実施し、電化できない分野はJ-クレジット制度のバイオ炭を活用し両輪で脱炭素化を促進

友好都市の和歌山県有田川町の有田川バイオマス発電所で副産物として発生するバイオ炭が、農林水産省のJ-クレジット制度に令和7年6月頃登録予定。そのクレジットを環境活動に関心のある市内企業等に紹介し、企業等が排出する温室効果ガスとの相殺を行う取組を進めている。

	令和6年度単独補助事業	令和7年度単独補助事業	備考
取組概要	(個人) 高石市家庭用燃料電池設置補助制度 5万円(定額) 市内に自ら所有し居住する住宅にエネファームを設置した市民。	(個人) 高石市家庭用燃料電池設置補助制度 5万円(定額) 市内に自ら所有し居住する住宅にエネファームを設置した市民。	継続事業
予算額	(個人) 4,000,000円	(個人) 4,000,000円(本市単独)	
予算総額	(個人) 4,000,000円	(個人) 4,000,000円(本市単独)	
実績・予定件数	(個人) 令和6年度補助実績 58件(1月末時点)	(個人) 令和7年度補助予定件数 80件	

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】

・タイトル	アンモニアのサプライチェーン構築
・取組内容	本市所在の臨海企業等において、アンモニアの供給拠点整備を目指す取組が実施。本市も条例連携で後押し。
・関係府省庁の事業名	水素等のサプライチェーン構築のための価格差に着目した支援 水素等拠点整備支援
・事業概要	水素等と代替される既存原燃料との価格差を支援するもの サプライチェーン構築に必要な詳細設計費用の支援
・所管府省庁名	経済産業省資源エネルギー庁
・活用予定事業費	未定

【取組概要】

産業部門における熱需要や温室効果ガスの排出量削減には水素・アンモニア等の脱炭素燃料への転換が不可欠であるが、その製造時等に必要となる大量のエネルギーについて、重点対策加速化事業により導入する地域の再エネで補完する相乗効果が期待される。すでに、拠点整備支援の FS は令和 6 年 5 月に採択済、今後価格差支援と拠点整備支援 FEED に応募予定。

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】

・タイトル	企業版ふるさと納税
・取組内容	実施年度 令和 7 年度
・関係府省庁の事業名	企業版ふるさと納税（人材派遣型）
・事業概要	地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄付について法人関係税を税額控除。また、寄付に加え専門知識・ノウハウを有する企業人材の地方公共団体等への派遣促進。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	令和 7 年度 8,400 千円

【取組概要】

現在、高石駅・羽衣駅周辺整備事業を含めた駅周辺を中心に、南海沿線の活性化に資するまちづくり事業に取り組んでいる。本制度を活用し、鉄道会社から職員派遣を行う。高石駅前の人工芝設置等に伴い、自動車から徒歩への転化を促すことで市域の温室効果ガスの削減を目指す。

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	企業版ふるさと納税
・取組内容	実施年度 令和7年度
・関係府省庁の事業名	企業版ふるさと納税
・事業概要	地方公共団体の地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	未定
【取組概要】 企業版ふるさと納税を財源に、市の環境施策に対し充当を行う。加えて、太陽光発電導入補助等といった重点対策加速化事業と取り組むことにより、相乗効果が生まれる。	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	高石駅・羽衣駅周辺地区整備
・取組内容	実施年度 高石駅 令和3年度～令和6年度 羽衣駅 令和7年度～令和11年度
・関係府省庁の事業名	まちなかウォークブル推進事業
・事業概要	高石駅・羽衣駅周辺の魅力あるまちづくりを推進する。
・所管府省庁名	国土交通省
・活用予定事業費	令和7年度 4,300万円
【取組概要】 南海本線の高架化を契機に、商業に賑わいや多世代間交流が育まれる回遊性及び滞在快適性に優れた「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを促進する。また、R6年度で高石駅周辺整備が完了し、R7年度から羽衣駅周辺整備にかかる予定。	

(3) 財政力指数

財政力指数	
令和5年度 財政力指数	0.780

(4) 地域特例

地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域

対象事業：